

岩手労働局の取組内容

第16回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会

令和8年3月10日

厚生労働省岩手労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

トラック運転者の時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

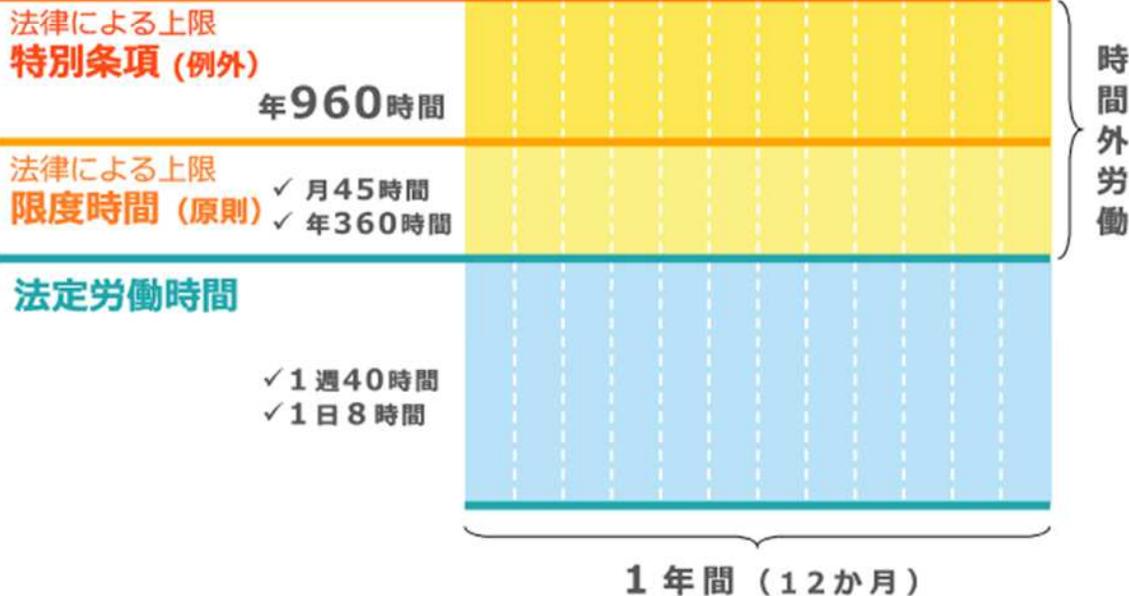
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



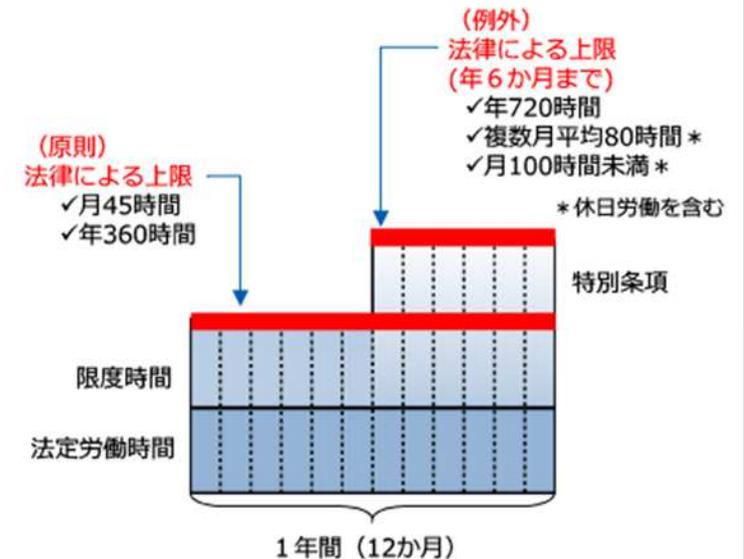
R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

トラックドライバーの時間外労働の上限規制



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



トラック運転者に適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年、1か月の拘束時間	1年 3,516 時間以内 1か月 293 時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	1年 原則： 3,300 時間以内 例外（※1）： 3,400 時間以内 1か月 原則： 284 時間以内 例外（※1）： 310 時間以内（年6か月まで）
1日の拘束時間	原則： 13 時間以内 上限16時間、 15時間超は週2回以内	原則： 13 時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続 8 時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日当たり 9 時間以内 2週平均1週当たり 44 時間以内	2日平均1日当たり 9 時間以内 2週平均1週当たり 44 時間以内
連続運転時間	4 時間以内 運転の中断は、 1回連続10分以上、 合計30分以上	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える （1回 おおむね 連続10分以上、合計30分以上） 例外： SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、 4時間30分まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
 ① 284時間超は連続3か月まで。
 ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

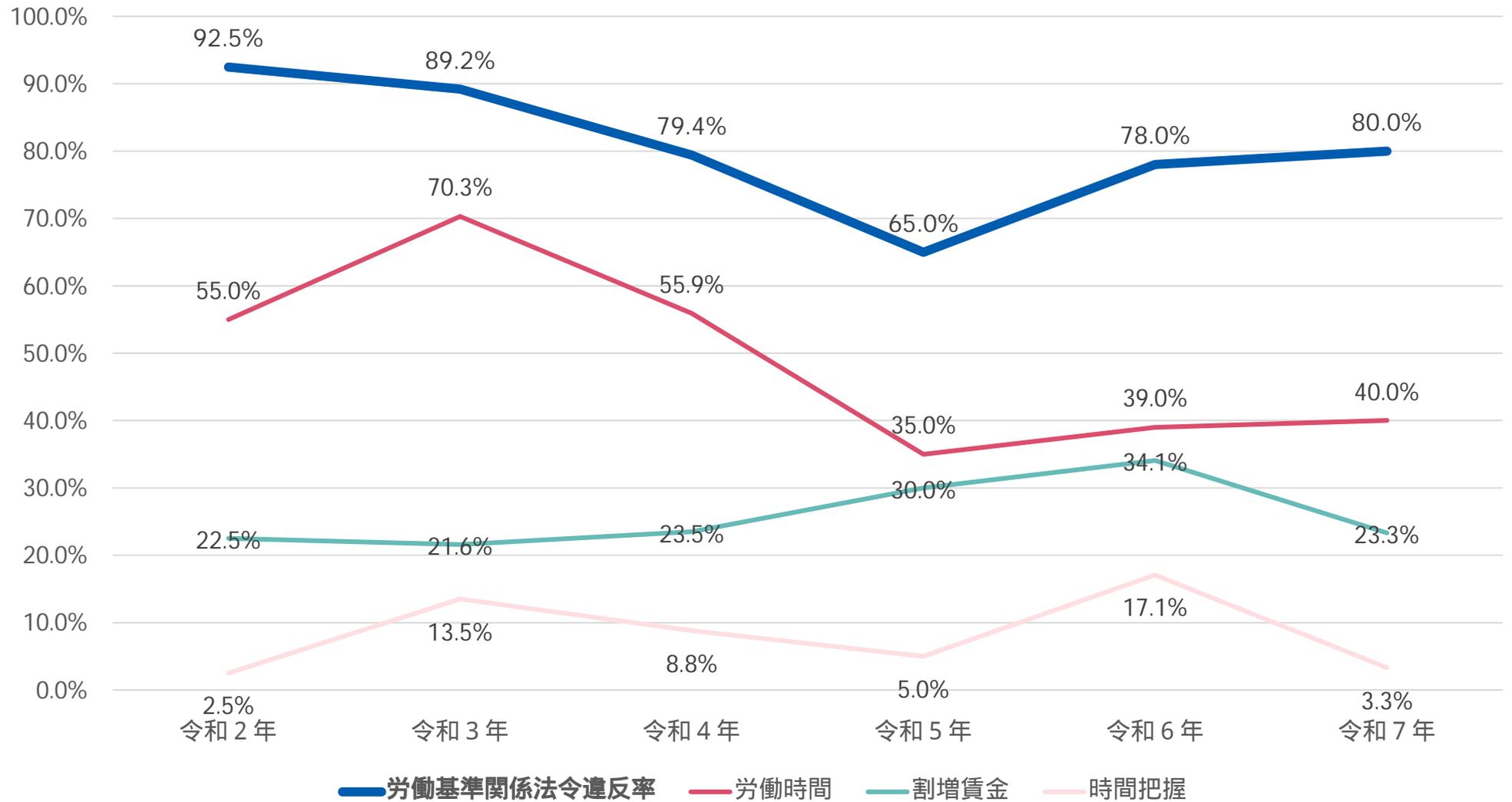
※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
 詳細はパンフレットを参照。



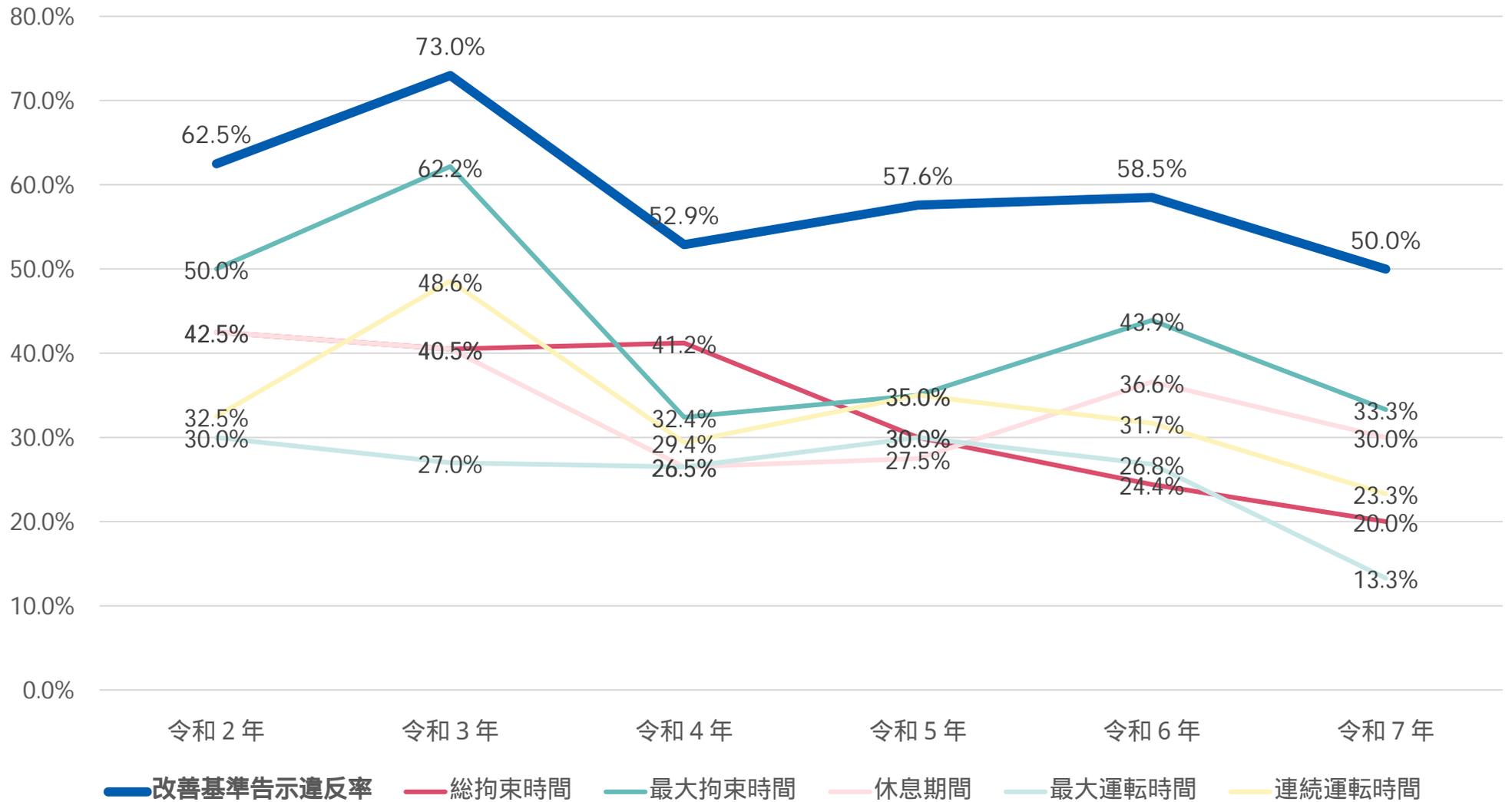
岩手県内のトラック運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

労働基準関係法令違反率と主な違反事項の推移



岩手県内のトラック運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況

改善基準告示の違反率と主な違反事項の推移



荷主特別対策チーム

トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、岩手労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する岩手労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

岩手労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

岩手労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。

長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

厚生労働省 岩手労働局 Press Release

岩手労働局 告示 令和4年12月13日	主 岩手労働局労働基準監督署 担当 職員 八迫健祐一 担当 事務官 渡辺 幸則 (電話) 019-681-3006
------------------------	--

報道関係者へ各位

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました
～岩手労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

岩手労働局（局長 稲原 俊浩）は、本日、「改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）の改正（第））」に伴い、岩手労働局において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※編成日は令和4年12月13日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働きかけ改善を一段階進めようとする必要があり、しかしながら、長時間労働の要因には、取引銀行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものであるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

岩手労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めます。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、岩手労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する岩手労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **岩手労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**
岩手労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

WORLD: https://www.mhlw.go.jp/atf/zenzen/kenkou/kenkou/kenkou_moudou/kenkou_jin/mitsuchi.html

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック運転者）

労働基準監督署による説明会、指導員による指導

	4年度	5年度	6年度	7年度	合計
監督署の説明会	17	25	4	7	36
指導員の指導	44	31	42	30	147

労働基準監督署による要請

	5年	6年	7年	合計
発荷主要請	85	70	77	232
着荷主要請	115	24	51	190
元請運送事業者要請	40	11	0	51
合計	240	105	128	473



運送業者

厚生労働省

労働基準監督署

情報提供（拡充）

働きかけに活用

国土交通省

法に基づく「働きかけ」等

荷主への要請

発荷主

着荷主



労働基準監督署による荷主への要請（トラック運転者）

長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について（要請）

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷主の皆様による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。

については、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、下記事項の実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。

2 改善基準告示の周知及び遵守への協力

運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。

改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。



国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】 玉木宏さん（俳優）



取引企業・国民向け広報内容

（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
（例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など）



PRイベント（令和7年8月4日開催）

主な広報実施事項

- ・ 全国主要駅にポスターを掲載
- ・ 電車内ビジョンで広告を放映
- ・ 取引関係者による取組事例集の作成
※令和7年9月末まで事例を募集し、事例集の公表は令和8年2月末頃を予定

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和8年度当初予算案 101億円 (92億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間(※)以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上		
	医業に従事する医師 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上		
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る) ①～⑤の何れかを1つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円
取引環境改善コース（仮称） (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額：100万円
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：500万円

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
(取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等)
(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)

- 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和8年度概算要求額 30億円 (30億円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

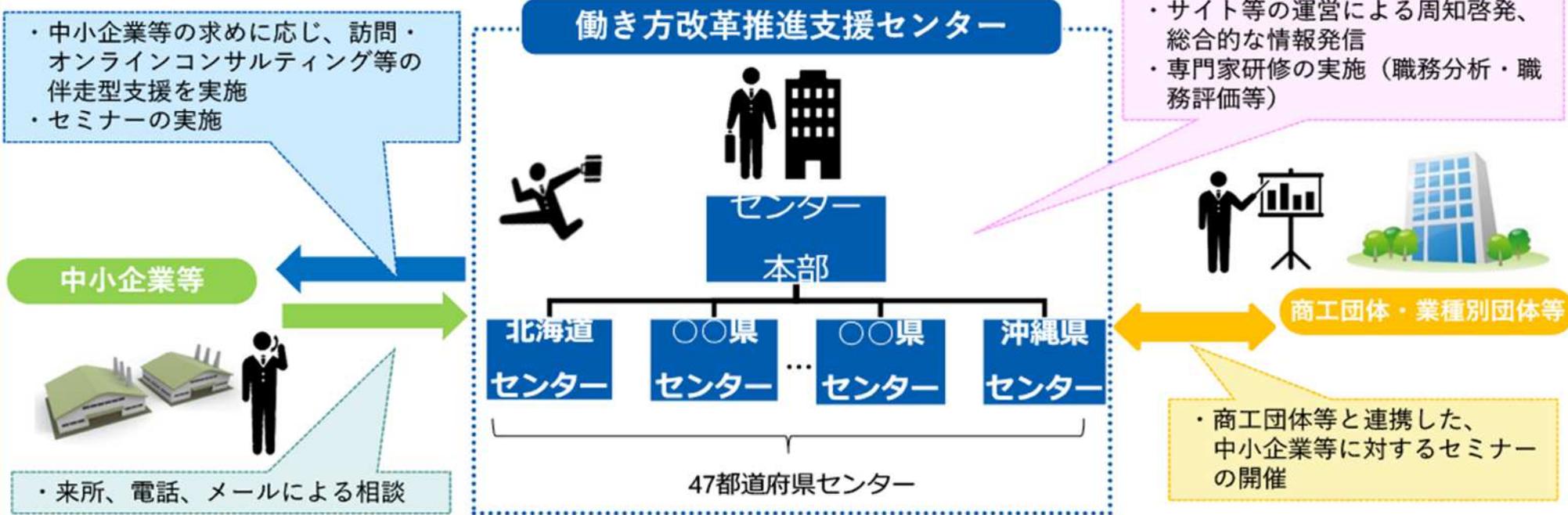
- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

<取扱いテーマ例>

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

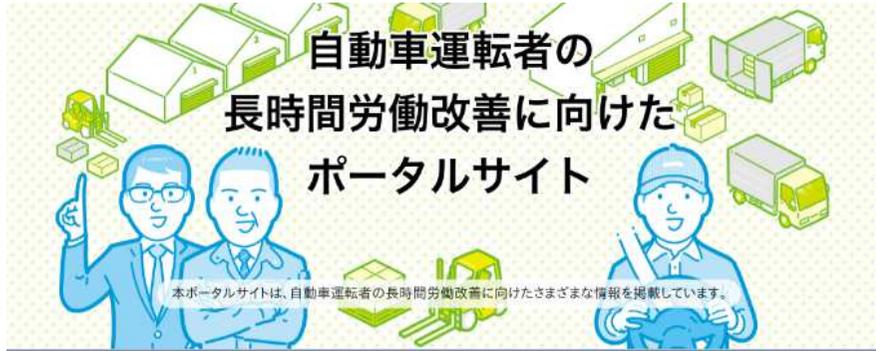
2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和6年度):窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

改善基準告示

令和6年4月から変更になります！
詳細は以下の特設ページから

- トラック運転者の改善基準告示
- バス運転者の改善基準告示
- ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示

自動車運転者には拘束時間等を定めた改善基準告示が適用され、このルールを守って運転業務等を行う必要があります。

トラック運転者

いま、考えてみませんか？
物流を変える
トラック運転者のこと。

バス運転者

いま、考えてみませんか？
生活交通を支える
バス運転者のこと。

ハイヤー・タクシー運転者

いま、考えてみませんか？
生活交通を支える
ハイヤー・タクシー運転者のこと。

改正改善基準告示学習用コンテンツ

トラック運転者	バス運転者	ハイヤー・タクシー運転者
学習用テキスト	学習用テキスト	学習用テキスト
テキスト (PDF)	テキスト (PDF)	テキスト (PDF)
解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)
改善ハンドブック	改善ハンドブック	改善ハンドブック
テキスト (PDF)	テキスト (PDF)	テキスト (PDF)
解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革」の対応は進んでいますか？

令和7年度 厚生労働省 委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業

岩手働き方改革推進支援センター
が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！

特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 働き方改革って？
- 就業規則を見直したい
- 生産性向上で賃金アップさせたい
- 法改正について知りたい
- 同一労働同一賃金への対応
- 残業を減らしたい
- 活用可能な助成金を知りたい
- 人材不足を解消したい
- ハラスメントの防止

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要請に応じ、企業経営や労務管理の専門家が無料で以下の支援をお手伝いしています。

- 無料** 個別企業訪問
- 無料** セミナー・講師
- 無料** 常駐相談

希望日に専門家が貴社を訪問し、課題解決に向けた支援を行います。

全体説明や個別テーマなど、ご希望に応じたセミナーを行います。

当センター内で電話・メール相談や来所相談を行っています。

2025年4月より場所が移転しております

岩手働き方改革推進支援センター
〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-35 コアフィールドモリオカ305
<受付時間> 平日 9時00分～17時00分

電話 0120-576-073 050-1871-1841
つながらないときは 050-1871-1840

E-mail iwate@workstylereform.net

HP 岩手働き方改革推進支援センター

実施機関 / 全国社会保険労務士会連合会

報道関係者 各位

令和7年8月8日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長 西海 国浩

副主任中央労働基準監察監督官 高橋 仁

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

労働基準監督署等が自動車運転者を使用する事業場に対して行った 令和6年の監督指導、送検等の状況を公表します

厚生労働省は、このたび、全国の労働基準監督署等が、令和6年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）

令和6年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した事業場は 4,328 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、3,532 事業場 (81.6%)。また、改善基準告示^{*}違反が認められたのは、2,360 事業場 (54.5%)。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (42.9%)、②割増賃金の支払 (22.6%)、③労働時間の状況の把握 (7.0%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 (39.4%)、②休息期間 (28.4%)、③総拘束時間 (27.6%)。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 59 件。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組も行っています。（別紙2-2参照）

- (別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(令和6年)
- (別紙2-1) 自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容(令和6年4月1日適用)
- (別紙2-2) 発着荷主等に対する要請の取組
- (別紙2-3) 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、労働基準関係法令違反が疑われる自動車運転者を使用する4,328事業場に対して監督指導を実施したところ、その81.6%に当たる3,532事業場で同法令違反が認められた。なお、業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金 の支払	労働時間の 状況の把握
トラック		3,424	2,786 (81.4%)	1,506 (44.0%)	730 (21.3%)	228 (6.7%)
バス		249	193 (77.5%)	94 (37.8%)	48 (19.3%)	13 (5.2%)
ハイヤー・ タクシー		319	279 (87.5%)	121 (37.9%)	91 (28.5%)	26 (8.2%)
その他		336	274 (81.5%)	134 (39.9%)	108 (32.1%)	35 (10.4%)
合計		4,328	3,532 (81.6%)	1,855 (42.9%)	977 (22.6%)	302 (7.0%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（例：自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック		3,424	1,994 (58.2%)	1,034 (30.2%)	1,480 (43.2%)	1,109 (32.4%)	650 (19.0%)	965 (28.2%)
バス		249	128 (51.4%)	66 (26.5%)	67 (26.9%)	37 (14.9%)	29 (11.6%)	35 (14.1%)
ハイヤー・ タクシー		319	120 (37.6%)	51 (16.0%)	94 (29.5%)	34 (10.7%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)
その他		336	118 (35.1%)	44 (13.1%)	64 (19.0%)	48 (14.3%)	12 (3.6%)	52 (15.5%)
合計		4,328	2,360 (54.5%)	1,195 (27.6%)	1,705 (39.4%)	1,228 (28.4%)	691 (16.0%)	1,054 (24.4%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1（トラック）

トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大127時間）が認められたため、是正勧告した。
- 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えたトラック運転者に対し、当該超えた時間に関する情報を労働安全衛生法に基づき通知していなかったため、是正勧告した。
- 改善基準告示【旧告示】※¹に関し、① 勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、② 1か月の総拘束時間が労使協定の限度である320時間を超えていること、③ 1日の最大拘束時間（16時間）を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 同一週内で日勤勤務と隔日勤務を併用し、頻繁に勤務態様を変えている状況が認められたため、労働者の生理的機能への影響に鑑み、勤務割を見直し、一定期間ごとに交替させるよう指導した。
- 長時間労働の背景に、荷主に指定された時間に到着しても2～3時間の待機を強いられることが常態化しており、かつこれらに対する料金の上乗せを荷主に申し出ても応じてもらえず、標準的運賃※²を下回る料金しか支払ってもらえない状況が疑われたため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を周知するとともに、中小企業庁に通報を行った。

会社の対応

- 受注件数が過大で長時間労働となっていたため、契約解除も含めた受注量の見直しを行い、長距離輸送のトラック運転者の労働時間を削減させた。
- 日勤勤務と隔日勤務を1週間周期で交替していくよう勤務割を見直した。
- 取引先との間で、長時間の荷待ちの実態を踏まえた価格交渉に取り組み、労働時間の削減に向けて話し合いを重ねた。
- ➔ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が284時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は、令和6年4月、拘束時間等の基準が改められました。このため、掲載した監督指導事例においては、改正前の改善基準告示のものを【旧告示】、改正後のものを【新告示】と付記しています。

※2 「標準的運賃」制度は、令和2年、トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標として貨物自動車運送事業法に基づき創設されました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示しています。

事例2（トラック）

トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び労働時間の適正把握等を指導

労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示【新告示】に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

会社の対応

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。
- ➔ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

事例3（バス）

貸切バス事業者に対し、地方運輸機関と合同で監督・監査を実施し、改善基準告示の遵守等を指導

労基署の指導等

- 長距離運行のバス運転者について、繁忙期に連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 令和6年度の拘束時間に関する労使協定において、4週平均で1週間の拘束時間が68時間を超えていたことから、改善基準告示【新告示】に適合するよう見直しを指導した。
- 運行手当等のバス運転者に支払われる手当が割増賃金の基礎となる賃金に算入されていなかったため、是正勧告した。
- 健康診断結果について医師からの意見聴取を行っていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 連続運転時間の上限時間が近づいたら警告が通知されるようデジタルタコグラフの運行管理設定を変更し、運転時間管理を行うこととした。
- 拘束時間の延長限度を68時間とする労使協定を労働者代表と締結した。
- 割増賃金の不足額について過去に遡及して支払うとともに、賃金規定を整備することとした。
- 地域産業保健センターを利用し、健康診断結果について医師からの意見聴取を実施した。
- ➔ 上記対応の結果、バス運転者について、連続運転時間が4時間以内、割増賃金が適正に支払われるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

事例4（タクシー）

タクシー事業者に対し、労働時間の適正把握及び改善基準告示の遵守等を指導

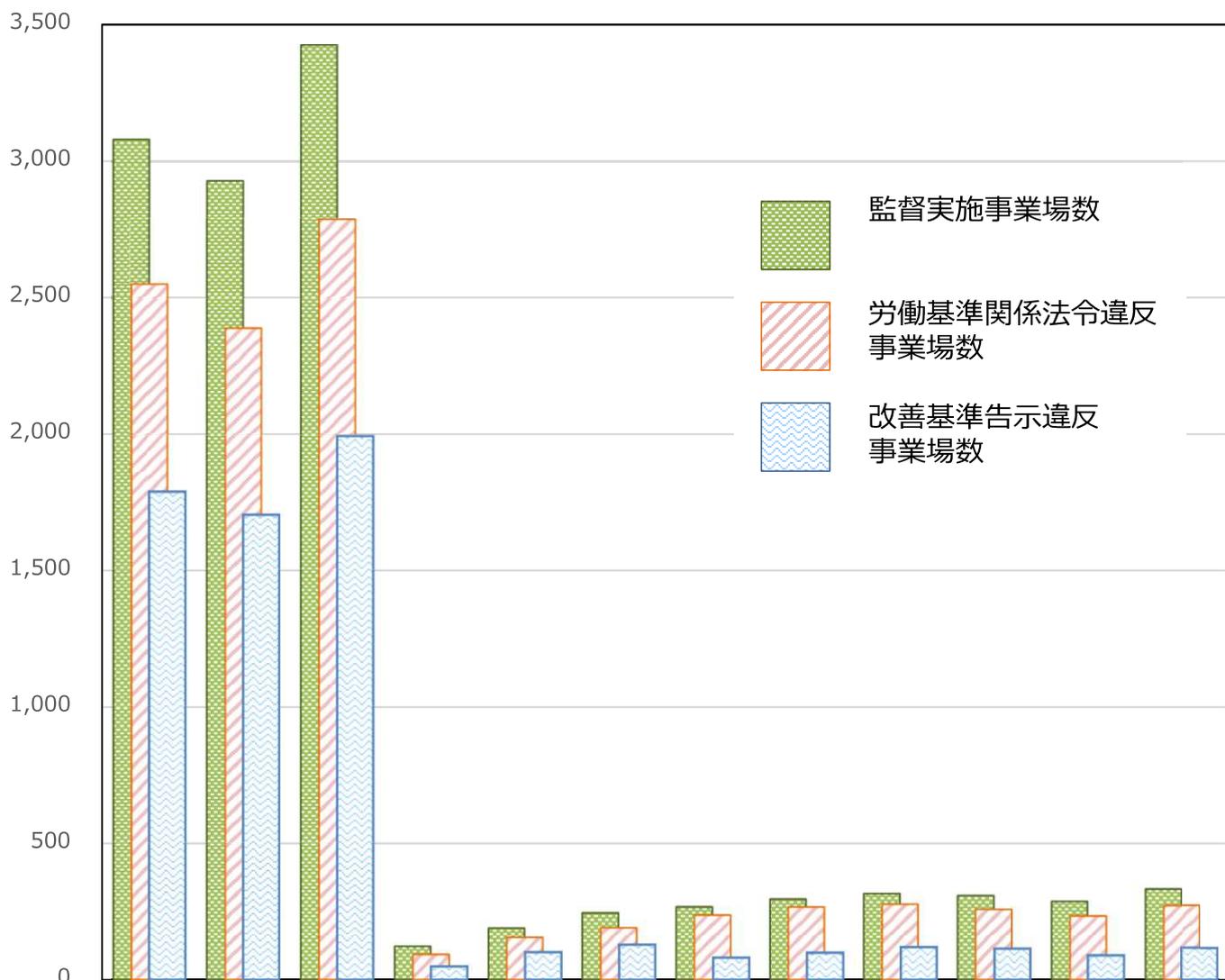
労基署の指導等

- タクシー運転者について、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大138時間）が認められたため、是正勧告した。
- 労働時間の記録は自己申告による手書きの乗務記録簿のみとなっており、客観的な方法等で把握していなかったため、是正勧告するとともに、労働時間を適正に把握することについて指導した。
- 改善基準告示【新告示】に関し、① 1か月の総拘束時間が288時間を超えていること、② 勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、③ 1日の拘束時間が15時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 乗務時間のみを労働時間として扱い、乗務時刻前後の車両点検やアルコールチェックの時間を労働時間として取り扱っておらず、その分の賃金を支払っていないことが認められたため、是正勧告した。
- 年次有給休暇について、年休管理簿を作成しておらず、また直近1年間で1日も取得していない状況が認められたため、是正勧告した。

会社の対応

- タイムカードを導入し、乗務時間以外の労働時間も適切に把握することとし、休日出勤の日数の上限を定め、休日労働を削減することとした。
 - 改善基準告示に定める拘束時間等の上限を周知するとともに、日々の拘束時間が長い労働者に対しては個別面談を行い、乗務時間の調整を行うこととした。
 - 賃金の不足額について遡及して支払った。
 - 年次有給休暇については年休管理簿を作成し、基準日や消化日数の管理を行うとともに連続5日以上のお休み取得を奨励した。
- ➔ 上記対応の結果、タクシー運転者について、1か月当たりの時間外・休日労働が80時間以下、総拘束時間が協定時間以内（288時間以内）になるなど、労働時間が適正に把握された上で長時間労働が改善され、労働基準法等違反及び改善基準告示違反が是正された。

(4) 令和4年から令和6年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
監督実施事業場数	3,079	2,928	3,424	123	193	249	271	299	319	312	291	336
労働基準関係法令違反事業場数	2,549	2,389	2,786	94	155	193	239	269	279	260	236	274
改善基準告示違反事業場数	1,790	1,706	1,994	50	102	128	82	100	120	115	91	118

2 送検状況

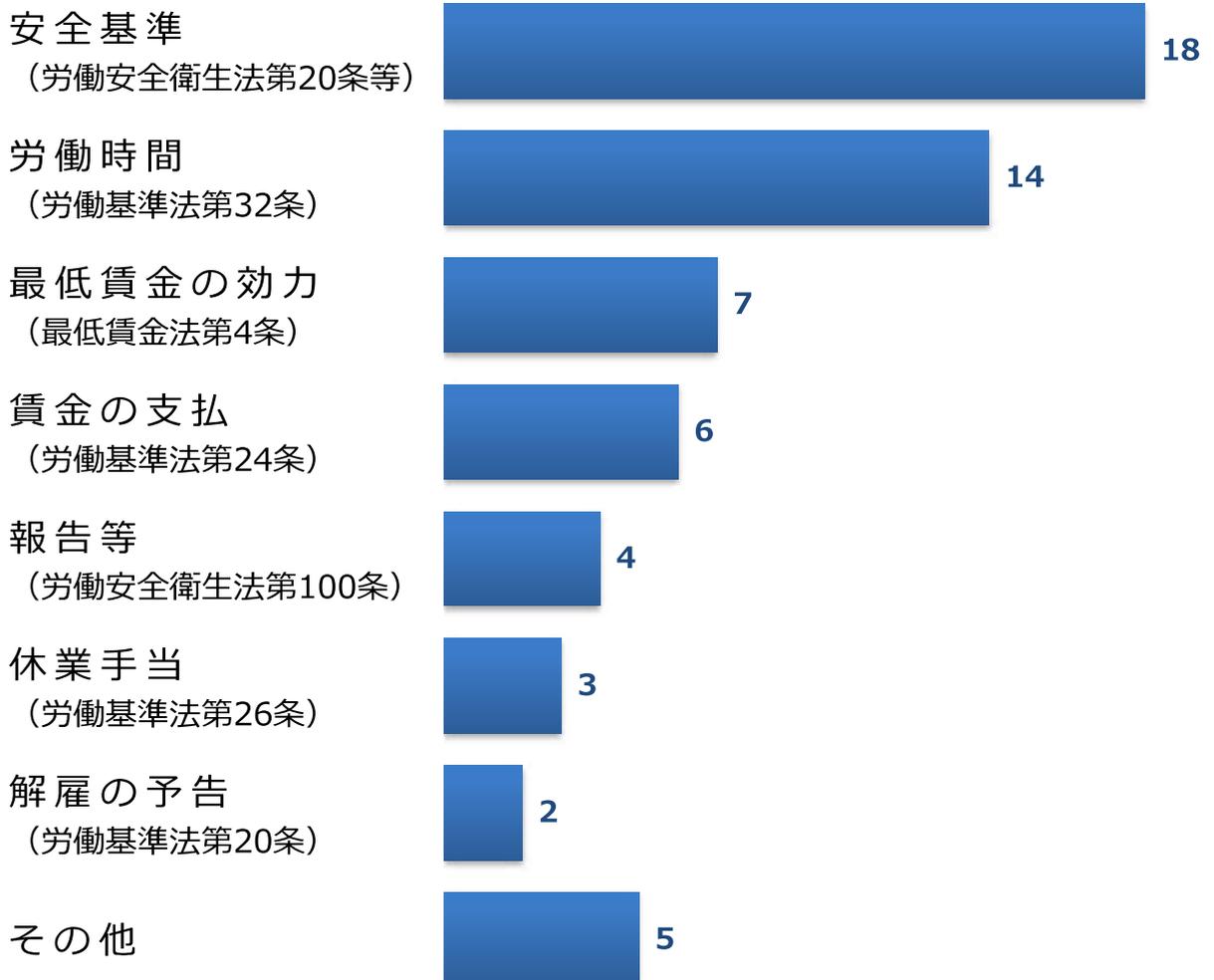
(1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、自動車運転者に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、59件であった。なお、業種ごとの件数は次のとおりであった。

(件)

業種 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
トラック	44	45	42
バス	1	5	5
ハイヤー・タクシー	8	1	5
その他	5	3	7
合計	58	54	59

(2) 送検法条文の内訳は、次のとおりであった。

(件)



(3) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

違法な時間外労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検

捜査経過

- トラック運転者の脳血管疾患に関する労災請求がなされたことを端緒にトラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施した。
- 調査の結果、長距離輸送を行っているトラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり98時間、1日7時間）を超えて違法な時間外労働を行わせていたことが発覚した。
- 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告しており、法違反が繰り返されている実態が認められたため、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び取締役について
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反

事例 2

トラックの荷台のシート外しの作業中、保護帽を着用させなかった疑いで、トラック事業者を送検

捜査経過

- 事業者からトラック運転者に係る労働者死傷病報告の提出があり、法違反の疑いがあったことから監督指導を実施した。
- 調査の結果、最大積載量が14トンの貨物自動車の荷台のシート外し作業を行わせるにあたり、労働安全衛生法により義務付けられた墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用させるなどの措置を講じておらず、その結果、トラック運転者が荷台から転落して、重篤な後遺障害を引き起こしていたため、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び実行行為者について
最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積むために、荷台のシートを外す作業を行わせるにあたり、墜落による危険を防止するため、保護帽（ヘルメット）を着用させなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条違反
労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

(件)

事項 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準監督署等から通報した件数	556	545	501
労働基準監督署等が通報を受けた件数	297	414	323

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

(件)

業種 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
トラック	88	96	119
バス	5	11	18
ハイヤー・タクシー	15	23	20
合計	108	130	157

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和 6 年 4 月 1 日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 8 時間下限が週 2 回まで可。 その場合、運行終了後 12 時間以上 を確保。	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内 【改正後】 原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 16時間が週 2 回まで可。	【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内 【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) (その他個別の規定あり)
タクシー 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間 【改正後】 原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	【改正前】 月 299 時間以内 (日勤) 【改正後】 月 288 時間 以内 (日勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)
バス 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内 【改正後】 原則13時間以下 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	【改正前】 (原則) 週65時間以内(4週平均) (例外) 週71.5時間以内(同上) ※月換算で 原則281(例外309)時間 【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内 など ※ 4 週平均の基準も選択可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) ・ 軽微な移動が生じた場合の特例 (新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
 ⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和 6 年 4 月 1 日適用）

発着荷主等に対する要請の取組

1 荷主特別対策チーム（令和4年12月23日編成）

【編成の目的】

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、都道府県労働局の「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っています。

【荷主特別対策チームの概要】

- 「荷主特別対策チーム」は、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- 労働基準監督署のメンバーが、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請しています。
- 都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行っています。
- 厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署のメンバーが要請等を行っています。また、同メール窓口に寄せられた情報等を国土交通省に提供しています。

※URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2 長時間の荷待ちの改善に向けた発着荷主等に対する取組

	令和4年12月～令和7年6月
労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の事業場数	22,417
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	2,269

STOP!

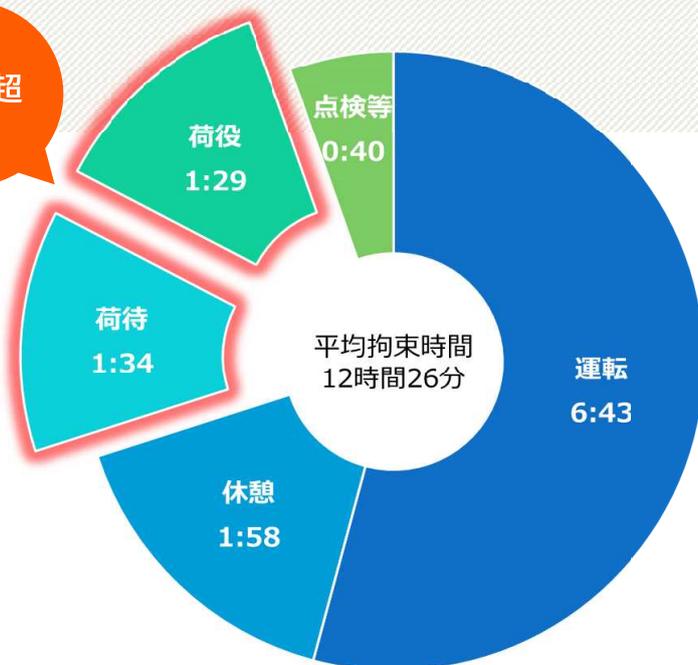


長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

3時間超



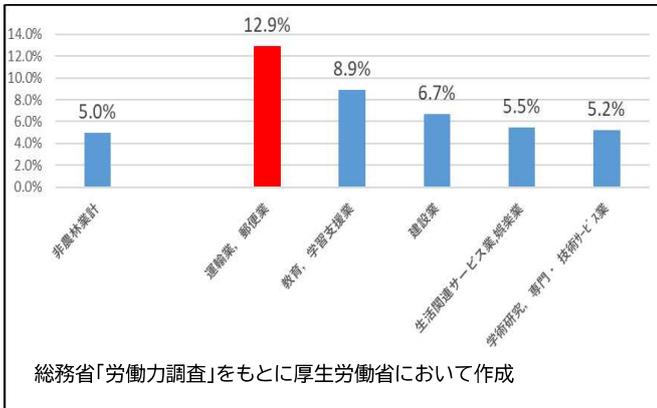
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

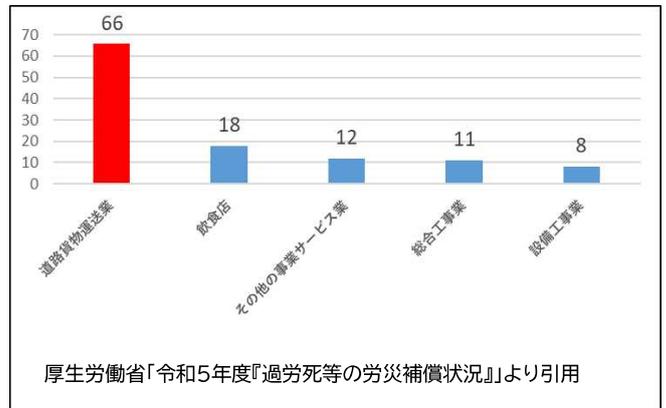
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。



こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

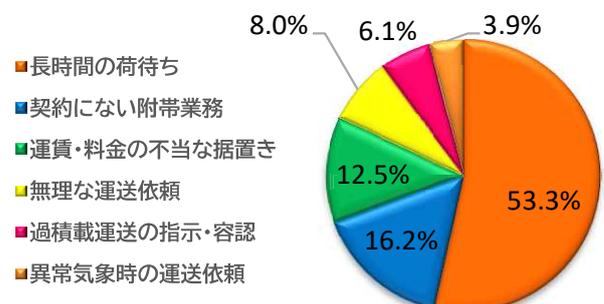


トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約のない附带業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、**2030年には34%の輸送力が不足する**かもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない付随作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しよう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は付随作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		